

# 愛友会会則

平成18年12月3日

## 第1条名称

本会は愛友会と称する。

## 第2条目的

本会は会員相互の親睦と交流をはかることを目的とする。

## 第3条会員資格

会員資格は愛知社、愛知県学生寮、愛知学生会館に在寮、在館した者とする。

## 第4条入会

会員の資格を有し、本会の趣旨に賛同する者は誰でも入会できる。

## 第5条会費

本会の運営経費に充当するための会費は総会開催時に総会参加費用に含めて徴収することとする。

## 第6条役員

本会に、次の役員を置く。

会長1名、幹事長1名、会計責任者1名、幹事若干名  
上のほか顧問若干名を置くことができる。

役員は総会の承認を受けることとするが、状況によっては役員会の決定で実施し、総会の事後承認を得ることも可とする。

## 第7条任期

役員任期は3年とし、再任を妨げない。

## **第8条総会**

本会は定期的に総会を開くこととし、原則として3年毎に開催する。

## **第9条役員会**

役員会は必要な都度開催することとする。

## **第10条会則の変更**

会則の変更は原則として総会の承認を得ることとし、軽微な変更については役員会の決定で実施できることとする。

## **第11条事務局**

本会は事務局を愛知学生会館に置き、館長が事務を行う。

## **附則**

本規約は平成18年12月3日から実施される。これにより昭和59年1月19日制定の愛友会会則は廃棄される。